

令和3年9月

お客さま各位

株式会社いちたかガスワン
営業本部 エネルギー事業部

電気供給約款（高圧）の改訂について

当社は令和3年9月16日より、電気供給約款を以下の通り改訂いたします。変更内容は以下の通りです。

- ・ 複数年契約に対応した変更

詳細は次頁以降の新旧対照表および、ホームページ等により改定後の電気供給約款をご確認ください。

以上

2021年9月15日
株式会社いちたかガスワン

電気供給約款 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>第9条 契約期間 (3) お客さまからの申出による(2)の解約が、供給開始日から<u>1年未満の期間内</u>となる場合、お客さまには、供給開始日から解約日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電力料金を適用いたします。この場合、当社は、当初から臨時電力料金単価を適用して算出される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。臨時電力料金単価は、基本料金単価および従量料金単価をそれぞれ1.2倍したものといたします。</p>	<p>第9条 契約期間 (3) お客さまからの申出による(2)の解約が、供給開始日から<u>電力供給契約書に記載される契約期間内</u>となる場合、お客さまには、供給開始日から解約日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電力料金を適用いたします。この場合、当社は、当初から臨時電力料金単価を適用して算出される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。臨時電力料金単価は、基本料金単価および従量料金単価をそれぞれ1.2倍したものといたします。</p>